

## 具体的事例における当事務所の弁護士費用の算定例について（８％税込み）

### 法律相談（１）

一般市民からの法律相談で、４０分を要し法律相談だけで完結した場合。

法律相談料 ５，４００円

### 法律相談（２）

一般市民からの法律相談で、１時間を要し法律相談だけで完結した場合。

法律相談料 １０，８００円

### 契約書作成

製造メーカーとして卸業者（法人）との商品の継続的取引のための基本売買契約書を作成したい。年間の取引予想額は３０００万円程。代金支払いに手形決済の予定あり。物的担保はないが卸業者代表者が連帯保証人になる予定。契約書作成に、打ち合わせに１時間、弁護士による文書の作成に３時間を要した場合の手数料。（顧問契約はない）

作成手数料 ア @ ５，４００円 × ６０分 ÷ ３０分 = １０，８００円  
イ @ １０，８００円 × １８０分 ÷ ３０分 = ６４，８００円  
ア＋イ ７５，６００円

### 金銭消費貸借

知人に３００万円貸したが、期限が来たのに返してくれないので返還を求めることにした。当初、本人名での内容証明郵便で督促した。ところが、知人からは何の返答もなかった。さらに訴訟を提起し、その結果、勝訴し任意で全額回収できた。

- (１) 内容証明郵便の手数料 ２１，６００円＋実費（２，０００～３，０００円程度）  
(２) 引続き訴訟したとき（(１)の手数料を除く）  
着手金 ２５９，２００円（３００万円 × ８．６４％）  
報酬金 ３２４，０００円（３００万円 × １０．８％）  
実費 数万円程度

### 売掛金

販売先が、納入した商品の品質にクレームをつけて代金２０００万円を支払わない。品質に問題はないので代金を回収したい。訴訟を提起し、その結果、勝訴し任意で全額回収できた。

着手金 ９３９，６００円（２０００万円 × ３．２４％ + ２９１，６００円）  
報酬金 ２，０５２，０００円（２０００万円 × ８．６４％ + ３２４，０００円）  
実費 １０万円程度

## 具体的事例における当事務所の弁護士費用の算定例について（８％税込み）

### 連帯保証債務

離婚した夫が婚姻中、商工ローンから５００万円を借り入れる際、妻の印鑑を無断で使用して、勝手に妻を連帯保証人とした。離婚後、商工ローンから妻に対し５００万円の請求がきたので、妻の委任を受けて債務不存在の交渉をし、その後、訴訟を提起して勝訴した。

#### （１）交渉のみで解決したとき

着手金 １０８，０００円

報酬金 ５４０，０００円（５００万円×１０．８％）

実費 １万円程度

#### （２）訴訟で解決したとき

着手金 ３４５，６００円（５００万円×４．３２％＋１２９，６００円）

報酬金 ５４０，０００円（５００万円×１０．８％）

実費 数万円程度

### 債務不存在

A社との間で長期間取引（借入と返済を繰り返す）をしてきた。現在、同社から残金２００万円の請求を受けている。領収証等を精査したところ、若干の過払いとなっていた。そこで、債務不存在を求めて交渉し、その後、訴訟を提起して勝訴した。

#### （１）交渉のみで解決したとき

着手金 ３２，４００円

報酬金 １０８，０００円

実費 数千円程度

#### （２）訴訟で解決したとき

着手金 １０８，０００円

報酬金 １０８，０００円

実費 数万円程度

### 交通事故

交通事故にあい、重傷を負った被害者から損害賠償請求を依頼された。訴訟を提起し、その結果、１０００万円の勝訴判決を得て、任意に全額回収できた。

着手金 ６１５，６００円（争いのある１０００万円×３．２４％＋２９１，６００円）

報酬金 ５４０，０００円（同５００万円×１０．８％）

実費 ８万円程度

## 具体的事例における当事務所の弁護士費用の算定例について（8%税込み）

### 請負代金

下請負契約を結び、その下請工事を行ったにもかかわらず、元請業者が請負残代金500万円を支払わない。そこで、訴訟を提起し、その結果、勝訴し、任意に全額を回収できた。

着手金 345,600円（500万円×4.32%+129,600円）  
報酬金 540,000円（500万円×10.8%）  
実費 数万円程度

### 建物明渡と強制執行

AさんはBさんに1戸建ての建物（建物の時価は1000万円、土地の時価は1500万円）を貸していたところ、賃料（1か月分で10万円）の不払いが続いていたので、未払賃料を請求したが、支払ってもらえなかった。

#### （1）民事調停

Aさんの依頼を受けて民事調停を申立て、建物の明渡しが認められたとき

着手金 230,400円（建物の時価の半額500万円×4.32%+129,600円）×2/3）  
報酬金 360,000円（（同500万円×10.8%）×2/3）

#### （2）訴訟—原告

Aさんの依頼を受けて原告として訴訟を受任して全面勝訴し、任意の明渡があったとき

着手金 345,600円（建物の時価の半額500万円×4.32%+129,600円）  
報酬金 540,000円（同500万円×10.8%）  
実費 8万円程度

#### （3）強制執行

Aさんが本人訴訟で建物明渡の勝訴判決を得たが、Bさんが建物を任意に明渡さない

ので、Aさんの依頼を受けて建物明渡の強制執行をした結果、建物明渡が完了したとき  
着手金 108,000円  
報酬金 216,000円

### 境界争い

隣地との境界につき、隣地所有者が主張する境界線によると土地の面積が1坪分（時価30万円）減るところ、境界確定訴訟を提起して全面勝訴した。

着手金 432,000円（標準的事例）  
報酬金 432,000円（標準的事例）

## 具体的事例における当事務所の弁護士費用の算定例について（８％税込み）

### 近隣環境（日照権の侵害）

自宅の南側にマンションが建ちはじめた。このままでは自宅の日照に支障が出るので、マンションの設計変更と損害賠償請求をしたいとの依頼があった。そこで、工事続行禁止の仮処分申請を行った結果、双方審尋のうえ和解が成立し、設計変更はできなかったが、解決金として１００万円を得た。（事件の依頼者は、１人とする）

着手金 ３２４，０００円

報酬金 １０８，０００円

### 離婚

夫の暴力などに耐えられないので離婚したい。３歳の子どもが１人いるが自分が引き取りたい。慰謝料として２００万円を請求した。離婚が成立し、慰謝料２００万円の支払いを受けた。子どもの親権も得たうえで、養育費として毎月３万円の支払いを受けることになった。

#### （着手金）

（１）離婚調停を受任するとき

着手金 ２１６，０００円

（２）離婚調停の不調後も引き続き離婚訴訟を受任し、離婚が成立したとき

着手金 ３２４，０００円（２１６，０００円＋１０８，０００円）

（３）離婚訴訟の段階から受任し、離婚が成立したとき

着手金 ３２４，０００円

#### （報酬金）

（１）離婚成立につき

１０，８０００円～２１６，０００円

（２）親権（監護権）に争いのある事案で親権（監護権）獲得できた場合

１０，８０００円～２１６，０００円

（３）養育費や婚姻費用

２ヵ月分＋消費税

（４）年金分割

０．５の按分分割の場合：報酬なし

（５）財産分与

受けた経済的利益の１０．８％

（６）慰謝料

受けた経済的利益の１０．８％

（７）面接交渉

１０８，０００円～２１６，０００円

## 具体的事例における当事務所の弁護士費用の算定例について（8%税込み）

(8) 離婚を希望しない事案で相手方の離婚請求を拒絶できた場合

216,000円

本事例では、

・着手金	調停	216,000円
・報酬	離婚	108,000円
	親権	108,000円
	慰謝料	216,000円
	養育費	64,800円
	合計	496,800円

### 遺言書作成と遺言執行

定型的な遺言書を作成したい。資産は、不動産、預金と株券で、評価額の総額は5000万円である。その手数料はいくらか。

公正証書遺言についての作成手数料	129,600円
遺言執行者にもなっているときの遺言執行手数料	1,080,000円
	(5000万円×2.16%)

### 遺産分割調停

被相続人は、自宅不動産、山林、株券、預金など総額1億円の遺産を残した。遺言書はなく、相続人は妻と子ども2人の合計3人である。遺産の範囲に争いはないが、遺産分割協議がまとまりそうになかったため、妻の依頼を受けて遺産分割の調停申立をした。その結果、妻は5000万円相当の法定相続分に従った遺産を取得し、妻の納得する分割となった。

着手金	540,000円
報酬金	2,808,000円 ((5000万円×6.48%+972,000円)×2/3)

### 倒産

金融会社などの10社から総額で400万円の負債（ただし、利息制限法で引き直す前）をかかえている会社員から相談を受けた。

(1) 任意で各債権者と交渉した結果、会社員の親族の準備した200万円を一括で支払うことで解決したとき（任意整理）

着手金 324,000円 (32,400円×10社)

報酬金 108,000円

(2) 個人再生手続を申立て、3年で100万円を支払う方法の再生計画が認可されたとき（民事再生法の個人再生申立）

## 具体的事例における当事務所の弁護士費用の算定例について（８％税込み）

着手金 270,000円

報酬金 108,000円

実費 4万円程度

(3) 個人破産を申立て、同時廃止後に免責決定を得たとき（個人破産）

着手金 270,000円

報酬金 0円

実費 3万円程度

### 民事再生（企業）

資本金1000万円。年間売上高は3億円で、負債総額が10億円（事業関係5億5000万円、金融債務4億5000万円）。資産は、売掛金を回収した現金3000万円のほか不動産、機械・設備、原材料などの合計1億5000万円。民事再生により再生計画が申立から10ヵ月後に認可された。

(1) 着手金・報酬金と月額報酬を併用しないとき

着手金 2,160,000円

報酬金 2,160,000円

(2) 着手金・報酬金と月額報酬を併用するとき

着手金 2,160,000円（1,080,000円+（108,000円×10回））

報酬金 2,160,000円（同上）

(3) 月額報酬だけによるとき

4,320,000円（216,000円×20回）

### 約束手形金請求

依頼者A社は、B社振出の額面総額500万円の約束手形を支払期日に提示したところ、支払いを拒絶され、手形訴訟を提起した。A社勝訴の手形判決について、異議が出て、通常訴訟に移行したが、任意に全額回収した。

着手金 230,400円（（500万円×4.32%+129,600円）×2/3）

通常訴訟に移行したあとの追加の着手金

230,400円（（500万円×4.32%+129,600円）×2/3）

報酬金 540,000円（500万円×10.8%）

## 具体的事例における当事務所の弁護士費用の算定例について（８％税込み）

### 刑事事件

飲酒のうえで自動車事故を起こし、被害者に入院１か月の傷害を負わせた業務上過失傷害・道路交通法違反被告事件（勾留中の事件）を受任し、保釈請求し保釈が認められ、その後の公判手続は判決言渡しを含めて３回行い、執行猶予の判決となった。示談については、保険会社が行ったので、弁護人は関与しなかった。

公判事件として受任するときの着手金	324,000円
報酬金	324,000円

### 少年付添人

子どもが傷害事件を起こし、少年鑑別所に収容されている段階で、少年事件の付添人を受任した。その結果、審判で保護観察となった。

着手金	216,000円
報酬金	216,000円

### 欠陥住宅

土地付新築住宅を２０００万円で購入したが、建物自体が傾く、欠陥住宅であることが判明した。売主および建築会社に対し、補修費用７００万円、補修期間のレンタル住宅費用７０万円、宿替え引越し費用３０万円、慰謝料１００万円、合計９００万円を請求する訴訟を提起したところ、全面勝訴し、任意に全額回収した。

着手金	583,200円（900万円×3.24%+291,600円）
報酬金	972,000円（900万円×10.8%）

### 医療事故（患者側）

医療過誤事件について、証拠保全をしたうえ、１０００万円の支払いを求めて訴訟を提起した。訴訟は一審で３年かかったが、医師の手術ミスの過失が認められ、全面勝訴して任意に支払いを受けた。（共同受任を想定する場合、弁護士１人分ではなく依頼者から支払いを受ける総額）

証拠保全費用（検討費用を含み、実費は含まない）	216,000円
着手金	615,600円（1000万円×3.24%+291,600円）
報酬金	1,080,000円（1000万円×10.8%）

## 具体的事例における当事務所の弁護士費用の算定例について（８％税込み）

### 財産管理 成年後見（法定後見申立）

認知症高齢者を抱える家族から相談を受け、成年後見開始の申立の依頼を受けた。

手数料 129,600円

実費 数万円程度

### 任意後見契約

1500万円の預貯金と年金の財産管理とこれを運用しての介護支援契約を依頼された。これを受任し、毎月の財産管理、介護契約の代理、契約内容の監督を行うとき、月額手数料はいくらか。

月額手数料 2万円

### 労働事件（１）

10年間勤務し、30万円の月給を得ていたが、会社から懲戒解雇を受けたので、懲戒解雇無効を理由に地位保全の仮処分を提起した。その結果、職場復帰を果たした。

着手金 324,000円

報酬金 864,000円（経済的利益算定不能の800万円を標準とする。）

### 労働事件（２）

10年間勤務し、30万円の月給を得ていたが、会社から懲戒解雇を受けたので、懲戒解雇無効を理由に地位保全の仮処分を提起した。その結果、労働者は懲戒解雇を撤回されたうえで、任意に退職し、会社都合を原因とする退職金200万円と解決金200万円を受け取った。

着手金 保全 216,000円

訴訟 216,000円

報酬金 432,000円（400万円×10.8％）

### 労働事件（３）

中小企業に長く勤めていて今度、退職した。会社は、経営が苦しいと言って退職金300万円の支払いをしてくれない。勤めていたときの残業代も100万円ほど未払いとなっている。本裁判を起こした結果、任意に全額受けとることができた。

着手金 302,400円（400万円×4.32％+129,600円）

報酬金 432,000円（400万円×10.8％）

以上